

医政発 1001 第 8 号
令和 3 年 10 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の一部の施行により、令和 3 年 10 月 1 日付けで、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）が改正されたことに伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

本文及び様式中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 第 1 項」に、「同法第 11 条の 6 第 1 項」を「同法第 12 条の 6 第 1 項」に改める。

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和 3 年 5 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後 1 年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 10（本則 1000 分の 20）とし、建物の建築をし、建築後 1 年以内に建

物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 2（本則 1000 分の 4）とする。

（２） 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4 の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A 4 の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後 1 年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 20 階
厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186 （内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

（注 2）

2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する医療機関の開設者であること

3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 12 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 12 条の 6 第 1 項）の認定年月日

年 月 日

4. 不動産の表示（別紙）

（注 3）

5. 上記不動産が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要なものであること

6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1)「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注1)「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

様式（第80条の3第1項又は第2項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条の3第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第30条の4第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)

2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第80条の3第1項に規定する医療機関の開設者であること

3. 租税特別措置法第80条の3第1項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の2第1項（変更の認定の場合には、同法第12条の6第1項）の認定年月日

年 月 日

4. 不動産の表示（別紙）

（注3）

5. 上記不動産が、租税特別措置法第80条の3第1項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業
に必要なものであること

6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条の3第○項に該当するものであることを証明します。

番号

年月日

厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

(注 1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注 2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注 3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注 1) 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積

(注 1) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記

載する。

医政発 1001 第 6 号
令和 3 年 10 月 1 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の一部の施行により、令和 3 年 10 月 1 日付けで、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）が改正されたことに伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

別紙「法 11 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて」の一部を次のように改正する。

題名中「法 11 条の 2 第 1 項」を「法第 12 条の 2 第 1 項」に改める。

第 1 及び別記様式 1 中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 第 1 項」に改める。

別記様式 2 中「第 11 条の 6 第 1 項」を「第 12 条の 6 第 1 項」に改める。

別記様式 3 中「第 11 条の 6 第 2 項」を「第 12 条の 6 第 2 項」に改める。

別記様式 4 中「第 11 条の 7」を「第 12 条の 7」に改める。

法第12条の2第1項の認定の申請等の手続きについて

第1 認定の申請手続き

法第12条の2第1項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 申請書の作成

申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式1に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

申請にあたって、別記様式1の別紙1に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式1に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- ① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの（申請をしようとする者が法人である場合）※1
- ② 住民票の写し（申請をしようとする者が個人である場合）※1
- ③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書※2
- ④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※3
- ⑤ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※4
- ⑥ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※5

※1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※2 これらの書類は、最近2期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第2 認定再編計画の変更手続き

(1) 変更申請書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式2に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

変更申請にあたって、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※1

③ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※2

④ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※3

※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※2 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※3 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き

(1) 軽微変更届出書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式3に基づき記載すること。

(2) 軽微変更届出書の提出方法

別記様式3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※1

③ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※2

※1 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※2 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き

(1) 実施状況報告書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式4に基づき記載すること。

(2) 実施状況報告書の提出方法

別記様式4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

① 認定再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）

② その他厚生労働大臣が求める書類

別記様式第 1

再編計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の2
第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、A 4 とすること。

(別紙 1)

再編計画

1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
病院建物建築年次								

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
病院建物建築年次								

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

2. 医療機関の再編の事業の内容

(1) 再編事業の概要

再編後の医療機関が存する構想区域名	
再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割	・ ・
その他	

※ 行は必要に応じて適宜追加すること

※ 「再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割」については、再編事業を行う医療機関以外の医療機関との役割分担についても記載すること。

(2-1) 再編後の医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
再編後の所在地								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

(2-2) 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計

対象医療機関の病床機能別病床数の合計		総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
	再編前							
	再編後							

※再編の事業を行う全ての医療機関の病床機能別病床数の合計を記入すること

3. 医療機関の再編の事業の実施時期

実施期間	年度 ～ 年度
計画年度	実施内容
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・

※実施内容については、実施月を記載するなど実施時期が分かるように記入すること。

(別紙2)

4. 再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

※ 内容を補足する資料を参考資料として適宜添付すること

5. 再編の事業の用に供するために取得する不動産に関する事項

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他	購入時期
1					
2					
3					

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得する場合は、土地の概要が分かる資料を添付すること

(建物)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他	着工時期	竣工時期
1						
2						
3						

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）する場合は、図面、設計書等、工事の概要が分かる資料を添付すること

添付書類

1	登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの(申請しようとするものが法人である場合) ※ 1
2	住民票の写し(申請をしようとする者が個人である場合) ※ 1
3	事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※ 2
4	地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※ 3
5	再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類 ※ 4
6	再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類 ※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

別記様式第2

再編計画の変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の6第1項の規定に基づき、認定再編計画の変更について認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類（当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録）を添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第3

再編計画の軽微変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の6第2項の規定に基づき、認定再編計画の軽微な変更を行ったので、届出書を提出します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 軽微な変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編計画（別紙1）における「2.（2-1）」のうち「再編後の所在地」及び「5」に変更がある場合は、不動産の取得前に届け出ること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第4

再編計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の7の規定に基づき、認定再編計画の実施状況について報告します。

記

1. 報告する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 再編の事業の実施状況

実施期間	年度 ～ 年度	
計画年度	実施内容	現在の実施状況
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	

(備考)

- 1 認定再編計画を添付すること。
- 2 その他厚生労働大臣が求める書類を添付すること。
- 3 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 4 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第 1

再編計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

医療機関名

氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、A 4 とすること。

(別紙 1)

再編計画

1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
病院建物建築年次								

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士

	作業療 法士	言語聴 覚士	薬剤師	診療放 射線技 師	臨床検 査技師	臨床工 学技士	管理栄 養士
病院建物建築年次							

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

2. 医療機関の再編の事業の内容

(1) 再編事業の概要

再編後の医療機関が存する構想区域名	
再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割	・ ・
その他	

※ 行は必要に応じて適宜追加すること

※ 「再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割」については、再編事業を行う医療機関以外の医療機関との役割分担についても記載すること。

(2-1) 再編後の医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
再編後の所在地								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

(2-2) 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計

対象医療機関の病床機能	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
		高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	

能別病床数 の合計		急性期					療養病床以外)
	再編前						
	再編後						

※再編の事業を行う全ての医療機関の病床機能別病床数の合計を記入すること

3. 医療機関の再編の事業の実施時期

実施期間	年度 ～ 年度
計画年度	実施内容
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・
年度	・

※実施内容については、実施月を記載するなど実施時期が分かるように記入すること。

(別紙2)

4. 再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

※ 内容を補足する資料を参考資料として適宜添付すること

5. 再編の事業の用に供するために取得する不動産に関する事項

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他	購入時期
1					
2					
3					

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得する場合は、土地の概要が分かる資料を添付すること

(建物)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他	着工時期	竣工時期
1						
2						
3						

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）する場合は、図面、設計書等、工事の概要が分かる資料を添付すること

添付書類

1	登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの(申請しようとするものが法人である場合) ※ 1
2	住民票の写し(申請をしようとする者が個人である場合) ※ 1
3	事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※ 2
4	地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※ 3
5	再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類 ※ 4
6	再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類 ※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

別記様式第2

再編計画の変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

医療機関名

氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の6第1項の規定に基づき、認定再編計画の変更について認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類（当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録）を添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。

- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記様式第 3

再編計画の軽微変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

医療機関名

氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の6第2項の規定に基づき、認定再編計画の軽微な変更を行ったので、届出書を提出します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 軽微な変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編計画（別紙1）における「2.（2－1）」のうち「再編後の所在地」及び「5」に変更がある場合は、不動産の取得前に届け出ること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代

表者の氏名」を記載すること。

7 用紙の大きさは、A 4 とすること。

別記様式第4

再編計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

住 所

医療機関名

氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第12条の7の規定に基づき、認定再編計画の実施状況について報告します。

記

1. 報告する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 再編の事業の実施状況

実施期間	年度 ～ 年度	
計画年度	実施内容	現在の実施状況
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	
年度	・	

(備考)

- 1 認定再編計画を添付すること。

- 2 その他厚生労働大臣が求める書類を添付すること。
- 3 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 4 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、A 4 とすること。

医政発 1001 第 9 号
令和 3 年 10 月 1 日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1001 第 7 号
令和 3 年 10 月 1 日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。